

# だいしん相続定期預金 永遠(とわ)の絆

取扱期間

平成30年10月1日～平成31年3月31日

## 【ご利用いただける方】

金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資として預入される個人の方

## 【金額】

スーパー定期預金 原則10万円以上～1,000万円未満(1円単位)

大口定期預金 1,000万円以上

※金融機関での相続手続きは、当金庫だけでなく、他金融機関で手続きされた場合も含まれます。

※相続により取得した資金には預貯金等だけでなく、不動産・株式・その他相続資産の換金代金を含まれます。

※相続で取得した資産金額の範囲内とします。

## 【期間】1年

## 店頭表示金利に 金利上乘せ

## 【必要書類】

### ①当金庫で相続手続きをされた方

相続手続きに所定の書類を提出済みのため、特別な書類の提出は必要ありません。

### ②他金融機関で相続手続きをされた方

(1) 金融機関で相続手続き完了時期等が確認できる書類

(2) 預入される方が相続人であると確認できる書類

(3) 相続により取得した原資であることが確認できる書類例として

① 遺産分割協議書の写し

② 金融機関に提出した依頼書等の写し

③ 戸籍謄本の写し

④ 遺言状(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し

⑤ 被相続人名義の解約済み通帳等または計算書の写し

※自動継続のみの取扱いとなります。

※金利上乘せは初回満期日までとなり、

継続後は継続時点の店頭表示金利となります。

(お1人様1回のみのお預け入れとなります。)

※満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率を適用します。

※他の優遇金利商品との併用はできません。

※平成49年12月31日までの間に支払われるお利息については

復興特別所得税追加課税される為20.315%の税金がかかります。

※金融情勢により、金利および預入限度額を変更することがあります。

お願い お客様の現金・通帳等のお預かりについて

当金庫では職員が訪問先で、現金・通帳・証書・ご預金の払戻請求書・各種申込書等をお預かりする場合、必ず所定の「受取書」を発行致します。万一、下記の取扱いがありましたら至急ご連絡をお願い致します。

記

1. 「受取書」をお渡しすることなく、現金・通帳等をお預かりすること。

2. 名刺やメモ等を受取書の代用として使用し、現金・通帳等をお預かりすること。

大垣西濃信用金庫 お客様サービス課

フリーダイヤル:0120-167-506

ご住所・お名前を変更されたお客様は、お取引店舗にて変更手続きをお願い致します。この場合、本人確認資料等が必要となりますので、事前にお取引店舗にてご確認ください。



いっしょにあしたへ

大垣西濃信用金庫

<http://www.ogakiseino-shinkin.co.jp/>

平成30年10月1日現在